

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市民文化会館・清水文化センター

基本項目	審査項目	比率①	評価②	点数 ①×②
事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	1 施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	2		
	2 施設の設置目的を十分に理解し、その目的を達成するための事業が事業計画に盛り込まれているか。	1		
	3 市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	1		
	4 住民の利用について公平性が確保されているか。	1		
	【所見欄】			
事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	5 市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。	1		
	6 市民サービス向上のための適切な方策が示されているか。	2		
	7 経費節減の適切な考え方とその具体的な方策が示されているか。	1		
	8 収支計画は妥当か（事業計画を実施するために、必要な予算措置がなされているか。）	1		
	9 事業計画について指定期間内の達成目標を設定し、実施方針が示されているか。	2		
【所見欄】				

事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していることと認められること。	10 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。 … 5～10 点 又は、類似施設の管理運営実績は十分か。 … 5 点以内			
	11 定款、寄付行為等に定められた団体の業務内容が指定管理を行うのに適しているか。	1		
	12 必要な人員が確保されているか（又は新規雇用等が確実に見込めるか）、人員の配置計画は適正か。	1		
	13 事故、災害など緊急時における対策は適切か。	1		
	14 スタッフの指導育成、研修計画等が示されているか。	1		
	15 利用者の苦情や要望、意見等に対し、適切に対応できるか。	1		
【所見欄】				
管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。	16 財務諸表等の状況（過去3年間における損益計算書又は収支計算書において損失が出ていないか、貸借対照表において債務超過となっていないか）	1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】